

農業者年金で

安心で豊かな老後を！

平均寿命が伸びている
昨今、農業者の老後の生
活安定のため、農業者年
金の必要性、重要性が増
しています。

農業者年金は、税制上
の優遇措置、保険料額の
自由設定などお得な特
長を備えた公的な年金で
す。老後に備えるため
も、国民年金に上乗せで
きる農業者年金に加入し
ましょう。



農業者年金の特長

- 1 自分が積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まります。
- 2 保険料は自由に選択でき（月額2万円から6万7千円まで）、全額社会保険料控除の対象となります。
- 3 終身年金で、80歳まで保証が付いています。
- 4 認定農業者など、一定の要件を満たす方には国の助成があります。

■お問合せ

農業委員会事務局

☎0297(21)22060

固定資産税についてのお知らせ

◆家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください

◆家屋を取り壊すと土地の税額が上がることも

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在において土地、家屋、償却資産を所有している方が、その存在する市町村に納める税金です。家屋を取り壊したときは、課税課までご連絡ください。現地を確認のうえ、台帳から抹消させていただき、ご連絡がない場合や賦課期日を過ぎてしまった場合は、翌年度も課税対象となりますのでご注意ください。



土地に居住のための一定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地に対する課税標準額の特例」が適用されます。税額の基礎となる額(課税標準額)のうち、地積の200㎡までの部分は小規模住宅用地として6分の1に軽減されます。また、200㎡を超える部分(家屋の床面積の10倍までは、3分の1に軽減されます。

このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと軽減がなくなり、税額が上がることもありますのでご注意ください。特例の適用は、毎年4月中旬にお送りしている固定資産税の課税明細書でご確認いただくことができます。

■お問合せ 課税課

☎0297(21)22113

60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、
年間60日以上農業に従事していれば
どなたでも農業者年金に加入できます。

(※国民年金保険料の免除を受けていないこと)

▼役所や銀行がキャッシュカードの暗証番号を聞いたり、自宅まで取りに来ることはありません